

1 処分を受けた税理士

氏 名： 赤穂 芳美

登録番号： 第123691号

2 処分の内容

令和6年1月10日から税理士業務の禁止

3 処分の内容となった行為又は事実の概要

(1) 故意による不真正税務書類の作成

被処分者は、関与先であったAの所得税の確定申告に当たり、Aの妻からの依頼に応じ、売上の一部を減額し、また、架空の雑費等を計上することにより、不正に所得金額を圧縮した真正の事実を反する申告書を作成した。

また、これに伴い、Aの消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、不正に消費税及び地方消費税額を圧縮した真正の事実を反する申告書を作成した。

(2) 帳簿作成義務違反

被処分者は、税理士法第41条に規定されている帳簿を作成していなかった。